

社会福祉法人志友会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志友会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(常勤の理事の報酬)

第3条 理事長、業務執行理事以外の常勤理事については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規定に基づく役員報酬は支給しない。

- 2 理事長、業務執行理事については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については、別表1及び別表2に定める額とする。ただし、当法人職員を兼務していた理事が、理事長または業務執行理事に就任したことにより、不利益が生ずる場合は、就任前の職員給与支給総額を役員報酬額として適用する。

(非常勤の役員の報酬)

第4条 非常勤の役員の報酬については、別表3に定める額とする。

(評議員の報酬)

第5条 評議員の報酬は、定款第8条に定めるとおり無報酬とする。

(報酬等の支払方法)

第6条 理事長、業務執行理事及び監事に対する報酬については、毎月15日をもって締切

り 25 日に支給する。ただし、支給日が土・日曜休日にあたるときは、その前日に支給する。

2 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金、賃借料等を控除して支給する。

（費用）

第 7 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（役員退職慰労金）

第 8 条 理事長、業務執行理事には役員退職慰労金を支給する。

2 役員退職慰労金の額は、次の式により算出した額とする。ただし、支給額の上限は四千万円とする。

計算式：退職時の報酬月額 × 勤続年数

※ 上記勤続年数は 1 ヶ年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 ヶ月未満は 1 ヶ月に切り上げる。

3 役員退職慰労金支給時において本人が死亡している場合には、遺族に対して支給するものとする。

（役員退職慰労金の支払い）

第 9 条 役員退職慰労金は、退任後 2 ヶ月以内に支払う。

（報酬等の日割り計算）

第 10 条 新たに理事長、業務執行理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、理事長、業務執行理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数処理）

第 11 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数

処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 12 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

平成 30 年 4 月 1 日一部改正する。